

## 「不記載」のイコモス勧告の状況について

### 1 不記載勧告の状況について

イコモス勧告の「不記載」勧告 34 件中 27 件（約 8 割）が取り下げられている。（過去 5 カ年、自然・複合・文化遺産を含む）

イコモス勧告の「不記載」勧告 34 件中 7 件は取り下げられず審議が行われ、「不記載」の決議が 2 件、「記載延期」の決議が 3 件、「情報照会」の決議が 2 件となっている。

※ ただし、不記載(N)決議を受けず記載延期(D)や情報照会(R)となった案件は、例えば、拡張登録や推薦した複数資産の一部の個別資産については記載が可能とする等の、特殊な勧告であったことに留意が必要。

### 2 世界遺産委員会における審議結果について

- ・ 世界遺産委員会においても「不記載」となった場合には、例外的な場合を除き、再推薦は不可となる。
- ・ 世界遺産委員会で「記載延期」となった場合も、OUV や構成資産の在り方など、根本的な見直しが必要となるため、「取り下げ」と状況は変わらない。
- ・ 世界遺産委員会で「情報照会」となった場合は、イコモスから不記載勧告を受けた OUV や構成資産を変えずに次回の審議を行うことになり、「記載」となる可能性は極めて低くなる。